

文京学院大学 オピニオンレター

トランプ時代のガン・ポリティクス なぜアメリカの銃規制は進まないのか

提言者: 鵜浦 裕 (外国語学部教授 専門:アメリカ研究)



文学博士。主な研究テーマは現代アメリカ政治・社会問題。ハーバード大学、カリフォルニア大学バークレイ校、ジョージタウン大学などで客員研究員。著書に、『進化論を拒む人々―現代アメリカにおける創造論運動』(勁草書房、1998年)、『チャーター・スクール アメリカ公教育における独立運動』(勁草書房、2001年)など。2016年11月20日には、『現代アメリカのガン・ポリティクス』(東信堂)を上梓。

問われる銃社会の現状

2016年6月、フロリダ州で死傷者100名を超えるアメリカ史上最悪の銃乱射事件が起きました。その後も銃撃事件が後を絶たず、銃による犠牲者数は年間30,000人を超えます。2015年の統計によると、次点のドイツが年間800人ほどであり、同国の数値は異次元のものです。

銃と共存してきた社会

イギリスからの報復に備え市民が自ら銃で武装する必要がありました。こうした事情から建国者たちは、銃の保有・携行を言論の自由などともに、合衆国憲法が保障する人権の一つとして憲法に練りこみました。この権利は修正第2条として位置づけられ、銃器製造・販売の権利までカバーします。

しかし、修正第2条は言葉の曖昧 さを巡り、これまで多様な解釈が積 み重ねられてきました。以下、原文 と日本語訳です。

A well regulated militia, being necessary to the security of a free state, the right of the people to keep and bear arms, shall not be infringed.

規律ある民兵は、自由な国家の安全に とって必要であるから、人民が武器を保 有し、また携帯する権利は、これを侵し てはならない。

修正第2条の解釈は長年議論の的でしたが、2008年、そこに一石を投じる出来事がありました。連邦最高裁判所が個人の銃所持の権利を認め

る判決を下したのです。原告の市民は首都ワシントンの治安の悪い地域に住んでおり、自衛で自宅でも銃を所持する必要性を訴えていました。当時ワシントンでは銃犯罪が多発し、1976年には個人の銃所持が禁止されましたが、この規制を連邦が最高裁は違憲と判断しました。この判決は、2年後の「マクドナルド対シガゴ」判決と併せて、修正第2条が個人に武器保有を保障することを初めて明確にしたのです。

これによって修正第2条が存在する 限り、連邦議会も州議会も銃保有・ 携行の権利を個人に100%禁止する ルールを作ることはできなくない した。ただし連邦最高裁の判決は、 あくまで自宅内で銃を保有・携行の権利を 超めたのみで、その他で銃 を編列を認めたのみで、その他で銃 かい点については、州レベルで権利 を唱える)派が試行錯誤を繰りし ながら、立法や司法を通して、 でま現された権利の詳細を一つず 確定していくほかない状況です。

▍各州の対応と利益団体の存在

この連邦最高裁の判決により、州レベルでは銃規制派とガン・ライツ派の論争が活発化しています。2012年、精神病歴のある犯人が小学校事件が起きました。そのコネティオを中が起きました。そのコネティアを中心に銃規制強化を求め、州議会へのデモも行われました。議会も包括的した銃規制法を可決して、犯人が使用した銃器などを禁止し、精神病対策と

学校セキュリティ強化のための予算 措置を講じています。一方、2011年 に同じく精神病歴のある犯人の銃撃 事件を経験したアリゾナ州では、事 件以降、銃器の売上が増加し銃弾の 買占め現象とともに、銃の隠匿携行 (concealed carry)を認める法案が 可決されています。

このように銃撃事件を経験したに もかかわらず、2州の対応は逆行し コネティカット州は銃規制を強化、 アリゾナ州はガン・ライツを拡大し ています。銃撃事件のインパクトは 否定できませんが、必ずしも銃規制 を促すわけではないのです。結局、 もともと規制派が多く民主党が強い ブルー・ステイトでは銃規制が強化 され、ガン・ライツ派が多く共和党 が強いレッド・ステイトでは規制緩 和が進むにすぎません。2016年11月 の大統領選挙で、カリフォルニア州 は銃弾購入の際にも犯罪歴チェック を義務づけました。しかし、ブ ルー・ステイトが進める規制強化 は、近隣のレッド・ステイトが進め る規制緩和によって実質的に骨抜き にされるのです。

銃を巡る対立の背景には、影響力 の高い利益団体の存在も看過できま せん。全体をみると、銃の保持を認 める修正第2条があるためガン・ライ ツ派の団体が優位に立ち、なかでも 全米ライフル協会(NRA)は別格の 存在です。NRAは1975年に組織内に 政治部門を設立し、銃規制への反対 や修正第2条の擁護を唱えていま す。「銃が人を殺すのではなく、人 が人を殺すのだ」というスローガン を掲げ銃による自衛の権利を主張し 大人に限らず子どもにも銃を扱う際 の責任感、倫理観などを教える銃教 育を精力的に行っています。NRAな どガン・ライツ派の団体は啓発活動 によってユーザー拡大、ガン・カル チャーの維持に努めています。

また、400万人を超える会員の動員力とガン・インダストリーからの潤沢な資金を有するため、その政治的影響力も強く、1990年から20年間で政治運動に約1億ドル(その内、政治運動に約2,500万ドル、ロビー活動に約7,500万ドル)を支出していま

す。行政に限らず大統領選挙にまで 影響を及ぼすのです。他方、NRAに 匹敵する団体は今のところ銃規制派 にはありません。

現状の改善に向けて

銃による犠牲がピークに達して も、銃規制派とガン・ライツ派は妥 協点を見つけられず政治的解決の見 通しはたっていません。しかしなが ら、現状の改善に向けて考えうる対 応策を少し紹介します。

まず、これまで銃暴力以外の分野 で成功実績がある連邦機関の公衆衛 生アプローチは有効策の1つです。 例えば、タバコ自体を禁止せず禁煙 率を半減させることに成功した課税 導入や、車を減らすことなく自動車 事故死の減少に寄与した技術革新や 交通法規などが挙げられます。特に 自動車事故は、シートベルトやエア バッグをはじめとする技術革新や、 信号や車線、道路障壁など道路改良 により、人口10万人あたりの犠牲者 数は1970年の26人から2014年の10人 へと下がり、銃による犠牲者の割合 を下回っています。銃も同じよう に、所有者認証システムや誤作動防 止の機能を備えたスマート・ガンの 技術開発や精神病治療に十分な予算 をつけて調査・研究を進め、ガン・ ライツを侵害せず犠牲者を減らす解 決策が見つかるかもしれません。

また、銃規制派とガン・ライツ派が一堂に会し共有できる妥協点現 素し続けることも必要です。現まは、銃規制派が独断的に銃規制を 指すため、ガン・ライツ派からので 害を受け、効果的な進展を期待のできる ません。ガン・ライツを守る目前を は、銃規制派が独断的に銃規制を を受け、効果的な進展を期待のできる は、方とで、両派が合き は、おか・ライツを守る目ができる は、方とで、両派が合き にとる調査・研究も期待できるかもでした。 このような協調の姿勢が 両者の間に必要なのです。

トランプ政権のガン・ポリティクス

2016年11月の大統領選挙の結果は"Trump TV Reality Show"セカンド・シーズンの開幕に終わり、銃問題の改善への道は一層険しくなりました。概して、民主党は銃規制を進

め、共和党はガン・ライツを擁護す る姿勢です。選挙運動期間中、民主 党候補ヒラリー・クリントンは銃購 入時の犯罪歴チェックの徹底など常 識的な銃規制を訴えただけでした。 それでもドナルド・トランプは、市 民から銃を奪おうとしているとヒラ リーを非難し、自分こそ修正第2条 の擁護者だと主張したのです。その 彼が当選した以上、ガン・ライツ派 は安泰です。共和党が連邦上下両 院、州知事職、州議会などの過半数 を完全掌握したことを踏まえると、 この先しばらく銃規制立法が進む兆 しは皆無です。しかしそれは同時 に、銃撃事件がいつ起きてもおかし くない状況が続くことを意味してい るのです。またヒラリー敗北で、現 在4対4の連邦最高裁判事の欠員にリ ベラル派の人間を指名し、銃規制の きっかけとする一縷の望みも立ち消 えました。それどころか、人工中絶 を女性の選択権と認めた「ロー対 ウェード」判決(1973年) さえ覆さ れる可能性が現実味を帯びてくるか もしれません。ヒラリーは「あとー 歩で初の女性大統領になれた人」と して記憶され、民主党にとってその 代償は大きく、長く尾を引くことで

いずれにしても、銃を巡る論争はこれまでと変わらず平行線をたどるのではないかと思います。なぜなら、仮に民主党が銃規制を進めようとしても、法案は共和党が容易に支連邦議会や多でしょう。万が一法案ロックされるでしょう。規制を相殺する抜け道が必ず用意されているはずです。

<文京学院大学について>

文京学院大学は、東京都文京区、埼玉県ふじみ野市にキャンパスを置く総合大学です。外国語学部、経営学部、人間学部、保健 医療技術学部、大学院に約5,000人の学生が在籍しています。本レターでは、文京学院大学で進む最先端の研究から、社会に還元 すべき情報を「文京学院大学オピニオン」として提言します。

<本件に関するお問い合わせ先>

文京学院大学(学校法人文京学園 法人事務局総合企画室) 三橋、谷川電話番号: 03-5684-4713